

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 令和7年度 住宅支援資金貸付けの募集案内

1 事業の目的

この事業は、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して住宅支援資金を貸し付けし、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的に実施するものです。

2 貸付対象者

高知県内に住民登録しているひとり親家庭の親であって、次のいずれにも該当する方

- (1) 原則として、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている方
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

※審査等により、不承認となる場合があります。

※児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合や、所得が児童扶養手当を受けている者と同等の水準を超えた場合であっても1年以内の場合で、所得証明書によりその事実が確認できる場合は対象となる場合があります。

3 貸付期間

貸付決定日の属する月から12か月以内

4 貸付額

入居している住宅の家賃の実費（上限7万円／月）

※生活困窮者自立支援法による生活困窮者住宅確保給付金の支給を受けている場合は、上限の範囲内で家賃額と支給額の差額分の貸付申請ができます。

※家賃額には、敷金、駐車場代は含みません。

5 連帯保証人

- (1) 人数 原則1名

※連帯保証人は貸付申請者の世帯と生計を異にする者でなければならない。

※貸付申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

- (2) 要件 次の①から②の要件をすべて満たす者を連帯保証人とすることができる。

- ①成年の者で、月額所得13万円以上であることが確認できる者

※所得証明書を確認

- ②日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者

6 貸付利子

利子は無利子です。ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は、貸付要領第18条の規定により延滞利子（年3.0%）を徴収します。

7 貸付金の交付

貸付決定後、貸付決定者から提出された借用証書及び振込口座届、請求書などの必要書類一式を高知県社会福祉協議会が受領後、毎月5日（初回除く）に指定口座に振り込みます。なお、5日が金融機関等の休業日の場合は、その前営業日に振り込みます。

8 返還の免除

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還免除申請ができます。

- (1) 貸付申請時において現に就業していない方の場合は、住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内（貸付期間中）に就職し、1年間就業を継続したとき
- (2) 貸付申請時において現に就業している方の場合は、住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内（貸付期間中）にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就業を継続したとき
- (3) 上記（1）及び（2）の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

9 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約が解除となります。

- (1) 「2 貸付対象者」に規定する者でなくなったとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 貸付けを受けた者が住宅支援資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (5) その他、住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

10 貸付金の返還

- (1) 次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）は、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還しなければならない。ただし、返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間内に返還しなければならない。

①住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき

②貸付決定時に未就業であった者の場合、貸付期間の終了時（貸付開始月を起点として1年以内）までに就職していないとき

③貸付決定時に就業中であった者の場合、貸付期間の終了時（貸付開始月を起点として1年以内）に母子・父子自立支援プログラムの策定時よりも高い所得が見込まれる転職等をしていないとき

④業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

- (2) 返還期間は、貸付けを受けた者と協議のうえ、最長5年までとする。

11 申請期限

母子・父子自立支援プログラム策定を受けた日から原則3ヶ月以内

12 申請方法

貸付けを希望する方は、下記の書類を郵送または持参により高知県社会福祉協議会に提出してください。

- (1) 貸付申請書（第1-2号様式 第1面及び第2面）
- (2) 身上調書（第2号様式）
- (3) 住民票（世帯全員が記載されたもの）
- (4) 連帯保証人の収入又は所得若しくは資産を証明する書類
- (5) 個人情報取扱業務概要説明書
（貸付申請者と連帯保証人がそれぞれ一枚ずつ記名、押印）
- (6) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていることがわかる書類の写し
- (7) 児童扶養手当の支給を受けていることがわかる書類（市町村の通知文書）の写し
- (8) 1か月の家賃額が確認できる書類（賃貸契約書）の写し等
※原則、契約者の名義は本人である必要があります。
- (9) その他必要と認められる書類
※住居確保給付金を受給中の場合、受給額が分かる書類
（住居確保給付金支給決定通知書の写し）
※貸付申請時において就業中の場合、現在の収入が分かる書類
（給与明細等の写し）
※児童扶養手当の支給を受けていない場合、所得課税証明書
※その他高知県社会福祉協議会会長が必要と認めた書類

【問い合わせ及び申請先】

社会福祉法人高知県社会福祉協議会

地域支援グループ 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ内

TEL：088-844-4600

（受付時間：平日 8：30～17：15）

<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

※必要な様式は、高知県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

